

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	精神保健					継続			
コード	41	-	23	-	01	-	00	予算事業名	精神保健
担当部署	保健医療部	保健予防課	精神保健担当	予算事業コード	会計 10	款 04	項 01	目 03	

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務

基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	根拠となる法令、条例等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者自立支援法、自殺対策基本法、犯罪被害者基本法、心神喪失の状態等重大な被害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
方向性(節)	2節	生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	個別計画等の名称	川越市障害者福祉計画 川越市保健医療計画
施策	2	保健衛生・医療体制の充実		
細施策	1	精神保健対策の推進		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	精神保健に関する相談や普及啓発のための各種の事業を行い、地域で生活する精神障害者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進する。また、市民の心の健康づくりや自殺予防をすすめていく。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	本人・家族等への相談支援、精神障害者社会復帰相談事業、家族教室等による支援、講演会・研修会各種媒体による普及啓発事業を企画し、外部講師の活用や、関係機関との連携を図りながら実施。また、本人・家族への効果的な支援のため、関係機関との処遇会議や連携会議を実施している。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		8,669	8,281	8,177	8,227	8,082	
事業費	A	7,850	7,179	7,447	6,756	6,900	7,000
	B	53,640	57,340	63,820	74,920	82,320	0
総コスト(C=A+B)		61,490	64,519	71,267	81,676	89,220	7,000
正規職員(1年間の従事人数)		7.00人	7.50人	8.50人	10.00人	11.00人	
臨時職員(1年間の従事人数)		2.00人	2.00人	1.00人	1.00人	1.00人	
国県支出金	D	0	0	3,129	2,989	2,941	
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	
市の財政負担(=C-D-E)		61,490	64,519	68,138	78,687	86,279	7,000

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義	
活動	精神保健に関する相談件数	件	5,207	5,006	5,278	5,316	精神保健に関する訪問、面接、電話、メールの1年間の相談件数
成果	ソーシャルクラブの参加率	%	51.8	38.0	36.4	48.6	1年間の精神障害者社会復帰相談事業へのメンバーの参加率
成果	研修会・講演会等の参加者数	人	1,158	1,406	2,058	1,635	1年間の精神保健、自殺予防の研修会・講演会等の参加者数
活動	処遇会議の開催回数	回	76	102	81	72	ケース支援を検討する処遇会議の1年間の開催(主催・共催)回数

中心指標の考え方 本事業は成果指標と活動指標で評価する。

指標に基づく評価 相談件数及び、関係機関間でのケース支援のための処遇会議の開催回数は横ばいである。ニーズが一定数あり、事業継続の必要がある。ソーシャルクラブは参加目的を見直し、参加率を高めている。普及啓発は、自殺対策の講座も加え参加者を増している。ニーズや事業効果を踏まえ、今後も継続していく必要がある。

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況 効率性に課題
社会・経済問題や職場環境の悪化等を背景に精神疾患の罹患が増え、家庭や地域の支えが得られず関係機関の連携による手厚い支援が必要なケースが増えているため、相談や調整に要する時間が増加している。自殺予防の普及・啓発は人材育成のための事業展開をする必要がある。なお、恒常的な公費負担事務もを行っているため、相談等の危機管理業務の遂行に支障をきたしている。

(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)
中核市等の保健所においても、法律に基づいて、同様の事業が展開されている。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響
精神保健事業の対象は年々拡大し、ひきこもり者、精神障害により重大な犯罪を犯した人、犯罪被害者への支援や自殺予防対策についての対応も求められるようになってきている。精神保健業務は危機管理業務に位置付けられており、廃止・縮小した場合は、病状悪化による自他の生命や健康の危機、社会的影響が大きい。

(4) 所属長自己評価(今後の方向性) 継続
本事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において地方公共団体の義務とされており、精神障害者の保護や社会参加の支援、予防や普及啓発により、広く精神保健の向上に関する施策を講じていかなければならない。市民のニーズと事業効果を評価しながら、関係機関とも連携し、限りある財源とマンパワーで、できる限り効率的に事業展開していく必要がある。